

6 月定例会で可決された意見書

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

日本経済は、景気の回復が続いており、デフレ脱却の動きが見られるが、労働者世帯の家計収入は伸びていない。また、非正規職員と正規職員の待遇の格差は是正されていない状況にある。こうした中、最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つであり、地域別最低賃金の改善は、労働者を支援する労働行政の重要施策といえる。

よって、国においては、平成19年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定にあたり、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の改定・諮問を早期に行い、「同一価値労働同一賃金」の視点に立ち、一般労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。また、産業別最低賃金の改定については、基幹産業労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
 - 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重するとともに、神奈川県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、その趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 神奈川県労働局長 あて

日豪EPAに関する意見書

日豪両政府は、昨年12月の首脳会談においてEPA（経済連携協定）の交渉入り合意し、本年4月の初会合に続き7月に第2回交渉の開催が予定されており、本格的交渉に入ると思われる。

改めて指摘するまでもなく、豪州は世界有数の農業国であり、我が国との農畜産物の貿易は、牛肉、乳製品、米、麦などの重要品目を中心に大幅な輸入超過の状況にある。

EPA交渉において豪州側が、これらの重要品目の関税撤廃を強く求めてくることは必至で、撤廃が行われることになれば、我が国農業は壊滅的な影響を受け、その結果、食料自給率はさらに低下し、国民食料の安全保障の面からも重大な事態に直面することとなる。本市農業にとっても、畜産を中心に甚大な影響を受け、経営の継続が危ぶまれることは明白である。

また、我が国はWTO農業交渉において、重要品目の関税削減の例外扱いを求め、G10諸国等と連携し、農業の持つ多面的機能の重要性を主張しており、豪州との交渉においても従来の主張を貫くことが重要である。

よって、国においては、我が国農業の持続的発展を可能とするため、豪州とのEPA交渉において、次の事項が実現されるよう強く要望する。

- 1 米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目は、関税撤廃の対象から除外又は

再協議とすること。なお、この取り扱いが確保できなければ、「衆参農林水産委員会の決議」を踏まえ、交渉を断固中断すること。

- 2 我が国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、WTO交渉において、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けており、EPA交渉においても、この主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣
財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 あて

公的年金問題に対する責任ある対応を求める意見書

公的年金は、国民の老後を支える重要な制度である。ところが、年金保険料の記録や記録管理に不備があることが明らかになった。そのことで誠実に保険料を納めた国民が不利益を被るケースがあることが判明し、国民の年金不信による不安が高まっている。

それら不安を解消するため、政府は「年金時効撤廃特例法案」とコンピューター内の5000万件の納付記録（いわゆる「宙に浮いた年金記録」）の照合という対策を打ち出したが、よりきめ細かな対策が必要である。

国においては、国民がこれまで納付した保険料に見合った年金が確実に受給できるよう、次の事項を含む政策に全力を尽くすよう強く要望する。

- 1 未納扱いになっている加入者の納付記録を復元するため、全国の社会保険事務所や市町村に散在している元台帳とコンピューターのデータを照合して、コンピューター内にすべての納付記録が正確に入力・管理されるように調査・訂正すること。
 - 2 すべての加入者に納付記録を交付して、緊急チェックを行うとともに、本人と結びついていない納付履歴には、情報を提供して注意を呼びかけることによって速やかに納付記録を是正・統合すること。
 - 3 納付したにもかかわらず証明するための納付記録が消失してしまった加入者については、第3者委員会において加入者の証言を最大限に尊重し保障すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

綾瀬市議会議長 吉川重夫

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

委員会の行政視察

各委員会は、優れた施策を市政に反映させるため、先進地などを視察して、特定事項について情報を収集し、専門的知識を深めました。視察内容の詳細は、議会事務局で閲覧できます。

議会運営委員会
視察日程・7月10日

【秦野市】
議会運営等について
本会議のインターネット中継について

基地対策特別委員会
視察日程・8月6日

【千葉県柏市】
基地対策について
騒音対策について
防衛補助関連事業について
基地内視察

経済建設		委員会託	陳情の審査結果
2	1	番号	
日豪EPAに関する陳情	神奈川県最低賃金改定等についての陳情書	件名	
趣旨了承 19・6・14	趣旨了承 19・6・14	結果	審査日

市議会への請願や陳情

どなたでも提出できます
市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

提出には、次のことに注意してください

《例》

に関する請願（陳情）

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長 殿

紹介議員
(署名又は記名押印)

請願（陳情）者
住所
氏名 印

趣旨
理由

- ・書式は 例 を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願には、1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。
- ・詳細や不明な点は、議会事務局へお問い合わせください。

「市議会報あやせ」は、直接お届けしています

「市議会報」は、広報と同様、シルバー人材センターの会員が郵便受けなどに直接入れるポスティングで配布しています。万一、お手元に届かない場合や郵便受けが無い場合は、同センター(☎70-3088)へご連絡ください。

次号は、11月15日発行です。